

第4回森林整備指針検討部会

会議録

日時：令和元年6月**19**日（水）

午後2時**00**分～午後4時**00**分

場所：ホテルプリムローズ大阪 会議室「羽衣」

大阪府森林審議会

第4回森林整備指針検討部会

令和元年6月19日

【司会（鉄羅技師）】 お待たせいたしました。それでは、ただいまから第4回森林整備指針検討部会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪府環境農林水産部みどり推進室森づくり課の鉄羅でございます。よろしくお願いいたします。

本日の審議会には、委員5名中4名の委員にご出席をいただいておりますので、大阪府森林審議会規程第4条の規定により、本会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

なお、本日の審議会は、大阪府の会議の公開に関する指針に基づきまして公開となっておりますので、あらかじめご了承ください。

会議に先立ちまして、事務局を務めます大阪府環境農林水産部の出席者を紹介させていただきます。みどり推進室長の北尾です。

【北尾みどり推進室長】 北尾でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（鉄羅技師）】 みどり推進室森づくり課長の赤井です。

【赤井森づくり課長】 赤井でございます。よろしくお願いいたします。

【司会（鉄羅技師）】 そのほか、紹介は省略させていただきますが、各農と緑の総合事務所地域政策室長、森林課長も出席しておりますので、申し添えます。

それでは、開会に先立ちまして、大阪府みどり推進室長の北尾よりご挨拶を申し上げます。

【北尾みどり推進室長】 大阪府環境農林水産部みどり推進室の北尾でございます。

第4回の森林整備指針検討部会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、公私ともに大変お忙しい中をご出席賜り、本当にありがとうございます。

本部会では、府域の森林を対象に、将来の望ましい姿と、それを実現するための技術的な手法を示す大阪府森林整備指針について、昨年度よりご議論をいただいております。前回までの部会では、大阪府における森林の区分、また、それぞれの管理方式、具体的な施業方法等についてご議論をいただき、おかげさまで一定の方針案をおまとめさせていただいているところでございます。

本日は前回ご意見をいただいた点の修正と、また、併せましてこの指針をどのように活用していくかのロードマップ等についてご議論を賜りたいと存じております。委員の皆様方には忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

【司会（鉄羅技師）】 次に、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。

まず、式次第、裏面が配付資料一覧となっております。次に、大阪府森林審議会規程でございます。次に、配席図でございます。次から審議・報告関係資料となります。資料1、大阪府森林整備指針検討資料。資料の不足はございませんでしょうか。

それでは、部会に入らせていただきますが、議長につきましては、大阪府審議会規程第5条第1項の規定によりまして、増田部会長に議長をお願いしたいと存じます。

増田部会長、よろしくお願いいたします。

【増田部会長】 皆さん、こんにちは。お忙しいところ、ご出席賜りましてありがとうございます。

それでは、議長でございますので議事進行を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたしますと思います。本日の議事録の署名委員、黒田委員と三好委員のお二方をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事事項ですけれども、平成30年7月30日開催の第83回森林審議会で諮問のありました大阪府森林整備指針の策定についてですけれども、先ほど室長さんからございましたように、少しこれまでの修正事項の説明とご確認と同時に、今回、新たに活用のロードマップのあたり、議論をきっちりして、今日である一定の取りまとめといいますか、取りまとめの前の段階ぐらいまで進みたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、これから事務局のほうからご説明をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【浦久保森づくり課主査】 大阪府森づくり課の浦久保と申します。説明させていただきます。

まず、資料1の2ページ目、下の段をご覧ください。

本日の予定ですけれども、前回は第4章の（3）森林区分の設定と5の保育・管理方針を議事次項としましてご意見をいただきました。本日は、前回いただきましたご意見を踏まえまして修正を行いました部分と、本指針の活用の流れを説明いたします6番の活用のロードマップについてご審議いただければと思います。

1ページめくっていただきまして、3ページ目をご覧ください。

前回の振り返りをいたします。前回は森林を7区分しまして、それぞれの保育・管理手法をご議論いただきましたが、主なご意見を記載しております。

1つ目から、まず針広混交林については、西日本では成立しにくいいため、モザイク林を目指すのであれば針広混交林の言葉は誤解を生むため、検討が必要ではないかというご意見をいただきました。それから、天然更新は場所によっては難しいので、植栽やシカ対策の有無を見極めた上で、高木が成長するようにモニタリングが必要ではないかといったご意見。3つ目が、資源利用林、これは広葉樹林を活用する森のことですが、については利用だけではなく育成の視点も明記すること。4つ目が、森林の防災機能の高度発揮に関する事項も記載したほうがよいというご意見。5つ目が、シカ害については、シカを減らす対策も必要ではないか。また、下層植生も含めて、郷土種の保全という意味で柵の設置も必要ではないか。6つ目が、作業道だけではなく、林道の整備や架線集材も含めて条件適地を増やしていくという考えのほうがよい。次が、風倒木の被害地では、後の育林のことを考え、一体的に路網整備をしたほうがよい。続きまして、竹林についてですけれども、きちんと対策すべきであり、拡大が懸念される場所では積極的に対策をとるという表現に変えたほうがよい。また、斜面がきつい場所に竹林が広がると崩壊の危険性が増すため、抜本的な対策が必要ではないか。次に、自然遷移林、これは基本的には放置するところですが、そこにおいても防災面で危険な箇所のモニタリングについて、緑地保全協定や府民での見守り体制の構築など、そういった手法を検討すること。最後に、そのモニタリングについては、巡視員等の仕組みのほかに、ドローンなどを利用できる技術開発に取り組めないかといったものでした。

いただいたご意見をもとに、前回の資料で修正した点を、以下4ページ目以降から赤字と下線で記載しております。

この4ページ目の指針の4つの目標という部分につきましては、広葉樹資源は育成の視点も大切ということで、育成という言葉を加えております。

次の5ページ目ですが、上のほうの森林区分の条件のところは、前回①、②、③としておりましたところが、下の区分と混同するというところで、A、B、Cというふうに変えさせていただいております。それから、Cの路網の条件のところは、計画路線を含むという言葉を加えております。

次の6ページ目ですけれども、早急に対策が必要な森林の竹林についてですが、泉州地域のみを前回は図上にあらわしておりましたが、島本町付近の竹林拡大も大変目立つということで、図上に竹林拡大の場所を加えております。

次の7ページ目をご覧ください。

②につきましては、前回、「針広混交林」としておりましたが、言葉の検討ということで、検討した結果、誰もがわかりやすい「広葉樹林への誘導・転換」としておりますが、もしよい言葉等ありましたらご意見をいただければと思います。短期的には小面積でモザイク状に広葉樹林化を行っていくということを想定しているんですけども、それはこの後に出てくる管理方針や施業方法には記載しているんですけども、このタイトルにモザイク林という、そういったニュアンスを入れる必要があるかどうか、そういったところをちょっとご意見いただきたいと思っております。

次の8ページ目ですが、資源循環林のところ、丸の2つ目で林内路網の整備、架線集材の活用等により条件適地を増やすというところを加えております。

それから、次のページ、9ページ目ですが、こちらにつきましてはタイトルを「広葉樹林への誘導・転換」と変えさせていただいております。保育・管理の方針のところは、公益的な機能を維持しつつ、管理コストの削減に向け、積極的に広葉樹林への転換を図ることを方針としております。施業方法のところにつきましても、1つ目、モザイク状に1ha未満の皆伐を行う。その後、天然更新を行うか、植樹を行うかは周辺の植生やシカ生息の状況により決定し、施業後は定期的なモニタリングに努める、とさせていただきます。2つ目、小面積の場合や生育状況によっては、ここに列状間伐等と加えましたが、列状間伐等の強度間伐を繰り返し、地表面の受光を増やすことにより、広葉樹林に誘導する、としております。

続きまして10ページ目の資源利用林でございますが、保育・管理方針の2つ目に、条件のよい土地では積極的に有用広葉樹の育成を図るということを入れさせていただきました。それから、下の四角の中の施業方法の2つ目で、こちら積極的に植樹をするということを入れております。

続きまして11ページ目、こちらについては修正点はございませんでした。

次、12ページ目ですけれども、風倒木被害地のところで、施業方法の中に、被害木の搬出のために作設する路網は、将来の保育や搬出のための路網として活用できるよう整備するという文言を加えました。

次に、13ページ目ですけれども、ナラ枯れ被害地のところで、成長というところが「生きる」の「生」に「長い」の「長」という漢字を使っておりましたので、ここは「成長」という漢字に修正しております。

次の14ページ目でございますが、拡大竹林のところについて、施業方法ですけれども、条件適地の場合は対策をとるということで、面積が小さければ皆伐を行うと。面積が大きい場合でも、

何もしないのではなくて、やはり竹林の周囲に数mの緩衝地帯を設け、拡大しないよう継続して管理を行うという、どちらの場合も対策をとるというふうなニュアンスを出しております。それから、条件不適地の場合につきましても、防災上必要な箇所については皆伐し、植樹により樹種転換を図るなど、抜本的な対策を行うこととするとしております。

続きまして、15ページ目ですが、こちらは全区分に共通する配慮事項ということで、1つ目の防災対策のところですが、前回のご意見をもとに、森林が持つ防災機能を高度に発揮させるため、健全な森林が維持できるよう、除間伐などの森林施業を適期に行うということをつけ加えさせていただきました。それから、生態系保全のところについては、シカの生息地においては、下層植生を含め、郷土種の保全を行うために一定のエリアを柵等で囲うなどの対策を行うといったことをつけ加えさせていただきました。

次の16ページ目、共通する配慮事項の②ですけれども、シカの食害対策のところについては、野生シカの生息地では、植樹及び萌芽更新の際には、獣害防止筒や防護柵の設置を行うなど対策を講じると。植樹だけであったところが、萌芽更新した木も守らないといけないということで、それを加えております。また、現場状況により可能な場合は、シカに届かない等に高伐りを行う、高伐りが場所によっては難しいということでしたので、現場状況により可能な場合はということを加えております。それから、関係課とも連携し、頭数を減らすなどシカ対策を推進するということを加えております。

ここまでが前回の修正事項でございます。

次の17ページからは、活用のロードマップということで、(1)の森林整備指針の活用についてと、それから(2)市町村における活用という2項目を説明させていただきます。

18ページ目をご覧ください。まず、森林整備指針の活用についてですけれども、大阪府森林整備指針を策定した後の、大阪府、市町村、それからボランティアの3者について、役割とやるべきことの流れ、そしてその財源を記載しております。

まず大阪府ですが、この指針に沿って実行してくために、詳細なデータや細かい部分については、今後、保管していく必要があると考えております。例えば、今まで出しております林相データを、より精度の高いものにしていくために航空レーザー計測を行ったりですとか、森林の未整備地を把握するための施業履歴などのデータ整理を行うこと。また、保育・管理の具体的手法の調査、例えば人工林の広葉樹林化というところについては、どういう条件であれば小面積皆伐が成り立つのか、それは何haまでだったらよいのか、植樹するならどういった樹種をどのように配置していくのか、苗木をどのように調達していくのかといった細かい点については、今後、文

献調査や現地調査をしていく必要があると考えています。それには、主な財源として、森林環境譲与税を活用します。

その下ですけれども、大阪府で行う治山事業や森林整備事業についても、可能な限り指針に沿って行っていきます。主な財源は、国庫補助金等を活用した通常の予算枠で行われています。

次に、市町村についてですが、まずはこの森林整備指針と大阪府から順次提供していくデータをもとに森林の整備計画や方針を策定し、森林環境譲与税を使ってどのように市町村内の森林を整備していくかを示していくことが望ましいと考えています。そして、その計画、方針に基づきまして施業を実施していくんですけれども、今回、新たに制度が創設された森林経営管理制度に基づくものと、従来から行っている森林整備の事業ですね。多くの市町村は森林整備の国庫補助金に上乗せをしているケースが多いですけれども、そういった従来から行っている森林整備の2つに分けられますので、それぞれ財源としては森林環境譲与税と通常予算というふうに書いております。

また、森林整備のボランティアにつきましても、府のアドプトフォレストや、市町村が行う里山ボランティア講座の卒業生の団体など、府や市町村と何らかの関わりを持って行っている場合が多いので、この指針の趣旨を理解していただきまして、指針に沿って森林整備を行っていただきたいと考えています。

この3者が森林整備を主に行っていくんですけれども、その後は整備箇所のモニタリングを行っていきます。こちらについては、主に経過観察が必要な箇所として、人工林の広葉樹林への転換地や拡大竹林を抑えたところ、ナラ枯れ被害地などの施業後の状態を見ていくものですが、この手法につきましても、大阪府のほうで今後調査、検討していき決めていきたいと考えております。一番下で、このモニタリング結果をもとに、おおむね10年ごとに森林整備指針に森林整備指針に活用、反映させていくこととしております。

続きまして、19ページをご覧ください。市町村における活用についてです。ここにお示ししているのは、森林経営管理制度のスキーム図ですけれども、少し改めてのご説明になるかもしれませんが、これまでは森林所有者が民間事業者と森林組合さんなどに委託して経営管理するだけだったのですが、それではなかなか森林整備が進まないということで、新たに市町村が、森林の経営管理が行われていない森林については、森林所有者の意向を確認して、森林所有者は自身での管理が難しい場合には市町村に委ねることができるようになりました。そうして委ねられた森林については、市町村がその森林が林業経営に適しているか、適さないかをさまざまな条件によって判断して、適していれば経営管理権というものを設定して、意欲と能力のある林業経営者に

森林整備を任せる流れになります。また、適さない森林につきましては、防災面などから整備、管理が必要な場所については、市町村が自ら管理できるようになりました。

こういったスキームで経営管理制度というのが行われるんですけども、20ページをご覧ください。このように、市町村が森林経営管理制度に基づき森林整備を実施する上で、この指針をどのように活用していくかというところですが、先ほどご説明しましたように、適切に管理していない人工林は、所有者に意向確認をした上で、以下の指針の森林区分に応じて、次のように取り組むことが想定されます。

まず、林業経営に適した森林、下の区分でいうと①のところでは、経営管理権の設定が検討できます。そして、その林業経営に適さない森林の②の部分につきましては、森林環境譲与税を活用し、市町村が管理。管理方法としては、広葉樹林への誘導・転換をすることを想定しております。また、人工林以外の森林、区分で言いますと③から⑦についても、地域の実情に応じて市町村が森林環境譲与税を活用して整備することも可能になっています。

このように、指針でこれまで議論してきました適地、不適地の区分が、この移行調査後の林業適地、不適地の区分に生かすことができますし、また、市町村自らが森林管理することになった場合に、やはり市町村に林務職員というものがいない場合が多いですので、どのように整備していけばいいかわからないとなったときに、この指針の整備方針に沿って実施していただけるものと考えております。

また、森林環境譲与税を活用して、これまで対策が難しかった拡大竹林ですとか、局地的な風倒木被害地にもこういったきめ細かい対応をしていただけますので、大阪府としても、市町村にしっかりとサポートを行って地域の課題に対応していければと考えております。

ここまでが活用のロードマップのご説明でございました。説明は以上です。

【増田部会長】 ありがとうございます。

2ページ目でご紹介いただいたように、「はじめに」のところからロードマップまでですけども、特に森林区分のあたりの設定のところの振り返りと、あとは今日は活用のロードマップですね。このあたりについて議論をしたいと思います。

どこからでも結構ですが、お気づきの点、いかがでしょうか。

【三好委員】 5ページ目の、今日の議題の最初のほうに当たると思うんですけども、このCの区分というものが、結局は使われてないんですよね、下の区分の中では。

それで、ぱっと見、この①の資源循環林、あるいは③の資源利用林というものが非常に広大な面積があるように見えるんですけども、実は現在の路網なり、今後の計画路線も含めても、こ

のうちのかなり少ない割合の部分しか実際には手を出せないような実情があると思うんです。

そういったことがこのCとして、路網という条件を挙げていながら、下のほうで使われてないというのが、何か整合性がとれていないように思うんですけれども。何らかの形でこの資源循環林なり、①、③のところ、利用林というところで計画路線の拡大を目指すようなことが書き込めないかなというような気がします。

【増田部会長】 これ、例えば①と③で要するに約4万haありますよね。

【浦久保森づくり課主査】 はい。

【増田部会長】 ですよね。目標としては、この4万ha全てに経営計画を樹立していきたいという強い意志をお持ちなのか、いやいや、やっぱりそうはいけへんよというふうな、今、三好委員からご指摘のあったような形なのか、その辺はどうなんですか。

【浦久保森づくり課主査】 全てができるとは思っていないといえますか、ここが条件でいうところの最大の値であって、それをどれだけ多くできるかかなというふうには考えております。

【増田部会長】 だから、その辺はどうなんですか。基本的にやっぱり森林経営計画の樹立は、本来この4万haでできるというようなことがほんまに最大目標なのか、やっぱりこの計画路網を考えていくと、計画路線も入れてもそんな、要するに4万のうち4万もいかないですよというのが実態なのか、その辺はいかがですか。

【赤井森づくり課長】 すみません、ちょっと答えになるかどうかわからないんですけども、まず①と③でございますけども、経営計画の対象となる森林は①のスギ・ヒノキ人工林の資源循環林だけだと考えております。広葉樹林、竹林・マツ林については、今の制度的には経営計画対象地にはなりませんので、こちらの③は基本的にはあまり触れないふうになってくるかと思えます。

あと、そうなりますと①でどのくらい循環林として利用できるかということになるかと思うんですけども、それが幾らかというのは今、数字的に申し上げることはできないんですけども、考え方としましては、経営計画の対象となり得る森林というのは、一定、やっぱりまとまりのあるスギ・ヒノキ人工林になってこようかと思えますので、点在しているようなスギ・ヒノキ人工林はこの①の条件のよいところに入っているとしても、おそらく経営計画の樹立は難しいのかなと考えております。

そういったことを踏まえて、この1万6,300haのうち、どのくらいを目指すかというのは、今後、落とし込みをする中でもまざるを得ないのかなと考えております。ちょっと答えになっているかどうかなんですけども。

【黒田委員】 話がちょっと、いろいろ混乱しているような気がするんですよ。これは森林区分の設定なので、要はとにかく区分なんですね。そうすると、これは先程おっしゃったように路網の話が入ってくるとおかしくなるんですよ、森林の区分なので。

今のお話を聞いていると、そもそも①と③はこの表だけ見ていると、「これから積極的に全部手入れします」になってしまうんですけども、事実、そうではないです。そうすると、このページで何を示そうとしているかということが、見る人によってもものすごく拡大解釈してしまう。①と③は全部これから森林経営をやるように見えてしまったり。これはあくまで森林区分の設定なので、そうするともしかしたら上のA、B、Cは要らないんじゃないかというのが。

たしか、こういう地図を見ながらもう1回、2回、そういう話をしたと思うんですね。傾斜35度以下で切るというのもちょっと変と言えば変で、35度以上だったら絶対出せないのか、既に人工林がそこに植わっているんだったら、何らかのことを考えないとまずいとか。その話し合いの中で出てきたのは、路網がないから触れませんということは普通はないし、そんな2つの区分けの話がこうやって1つの表になってしまっているの、これは第三者に説明するのはまずいような気がします。あくまでも森林区分の設定だったら上のA、B、Cはなくして、もう種類の設定ですよ。

この①、②、③、④の中で、③というのは資源利用可能林ですよ。資源は積極的に使いたいけれども、今すぐにこれを使うということはまだこれから計画しないとイケない。でも、資源利用として区画はしておきますと。

これは今後の、例えば10年なりの計画とすると、本来でいうと、ナラ枯れとかいろいろ起こってきたので、③はいじらないとまずいわけですけども、そうかといって積極的にどんどん今、広葉樹材を出して売れるような状況ではないので、その誤解のないように。区分の設定はもう①、②、③、④だけにして、その中でその次に早急に対策が必要な森林から対応しますみたいな話……。これはでも⑤、⑥、⑦になっていますね。

ちょっとこの5ページは、情報が混乱しそうなところを簡略化してもいいのかもしれないという気がしました。

【増田部会長】 多分、そこまで手をつけると、また一からの議論になるので、ここはそのまま置いておきたいと思うんですけど、基本的にはCは除くという話でA、Bは置いておいてもいいのかなと思うんですね。

【黒田委員】 ただ、Cを除くと面積が変わってきますね。

【増田部会長】 いやいや、これはCは入っていないでしょう。

【黒田委員】 そうか、A、Bのみを適用なのか。

【増田部会長】 はい、そうです。

【黒田委員】 そうしたら、もう書かなくていいんです。

【増田部会長】 だから、Cを除いてしまって、傾斜度も35度以下ときっちり言うてしまうのか、35度以下程度というふうな形で。要するに、例えばちょっとぐらい超えたところでも集団性みたいなやつがあれば、この①に入っているんでしょう。そういう面でいうと、35度で自然科学的にびちっと切っているのではなくて目安として、あるいは極端なことを言うたら、林業経営に適する勾配というふうな言葉ぐらいにして、括弧して35度程度未満とか、35度程度とか、そんな形で表現するほうがいいと思うんですね。

多分、一番それを、今の議論を受けた次のところの7ページの書き方やと思うんです。7ページの書き方で、このあたりはある程度書かれているんですね。資源循環林の中のメリハリをつけた林業経営という言葉が、多分、今の議論に当たっていて、1万6,000ha何がしかを全部できないというような、それは覚悟していると。そのときのメリハリをつけた林業経営というこのアスタリスクがついているのをちゃんと説明してあげなあかんと思うんですよ。下のモザイク状の多様な森づくりにつながるじゃないですよ、このアスタリスクの説明は。

【黒田委員】 はい、そうなんですね。広葉樹などの資源の活用って、これ、また星印が一緒の話になっています。

【増田部会長】 そう。多分1番目の星印ですね。

【浦久保森づくり課主査】 はい。

【増田部会長】 メリハリをつけた林業経営と書いてあるのは、これは多分、路網の整備状況と、まとまり性というのか集団性に応じて、メリハリをつけた林業経営をするという意図ですよ。

【浦久保森づくり課主査】 星印は、最初に決めています4つの目標があるんですけど、この4つの目標がそれぞれ星4つ分ということで、全部違うことを書いているんですけども、それぞれの4つの星がどこにくるかというのをあらわしているものです。

【黒田委員】 多分、下の欄外の星印だけ大きいので、全部これが説明という勘違いが……。

【増田部会長】 そうそう。せやから、多分メリハリをつけた林業経営というのをもう少しきっちり説明してほしいと。今、口頭で説明していただいたように。これには、要するに路網の整備状況なり、今後の計画なり。それと、多分、面的まとまり性を見てメリハリをつけた林業経営、ここはつながっていくんですよと。その説明はできますよね。

③の下の広葉樹などの資源の活用、ここの説明は多分今のこの言葉では黒田先生なり三好先生がご指摘されている内容の説明にはなっていないと思うのでね。もうちょっと言葉を足さないかんのですね。

【黒田委員】 というよりも、前のページの説明だと、①だけは対象になるけれども③は特に今は何も考えていませんというような感じの口頭説明だったと聞こえているんですけども。

【増田部会長】 だから、多分そうではなくて、やっぱりこの2万3,000ha何がしかの広葉樹林も、できたら資源林に、森林経営計画につながる場所が一部あってもいいわけでしょう、ほとんどはないけど一部は。

【黒田委員】 というよりも、触らないとまずいとことはありませんかということです。

【増田部会長】 そうですね、もう1つその視点を書くかどうかなんです。

【黒田委員】 というよりも、今、広葉樹、すぐには市場開拓ができないので。ですけど、いろんな県で今、頑張り始めておられるんですよ。やっぱりナラ枯れが激しくなって、もう森林として体をなさないぐらい荒れてきたので、これは何とかしないとイケない。その過程では、やっぱり資源を使わないと、全部税金では切り捨てて処分することはできないとかいろんな問題があるので、そういう意味での資源活用がセットにならないと、現実的に無理だと。そうなってくると、「③は当分考えていません」という説明では合わなくなるんですね。

【増田部会長】 そうそう、そう。だから③は当分考えていませんというのは前に出てこないですから、この星の書き方なんです。メリハリのところは今、言ったような書き方で理解できると思うので。今、黒田先生のご指摘があったこの星の書き方。

だから、要するに、ナラ枯れなどで必然的に管理をせざるを得ないところについては経営という視点を入れて資源の活用を図っていきますみたいな、そんなコメントを足しとかなあかんということなんです。

【黒田委員】 というか、ナラ枯れなどでだめになったというような意味ではなくて、やっぱり里山の持続性を考えると管理が必要なので、資源利用を条件にしたそういう計画が要するという、そこがわかってもらえるといいと思います。

【増田部会長】 そういう言葉のことは、その解説を入れたらこれでもつとっているんです。この解説が足りない、この星のね。

【栗本委員】 そういう意味では、早急に対策が必要な森林の中で、例えば能勢町なんかは町独自で、今でも黒田先生がおっしゃったようにあそこは池田炭の産地ですから、広葉樹が大きくなりすぎて更新が非常にしにくいので、伐採して更新、若返りを図っているんです。だから、そ

ういう緊急性のある広葉樹林もあることは事実ですし。

それが経営計画に反映するのかというと、今、課長がおっしゃったように人工林しか経営計画の対象に制度的になっていませんので、そこは経営計画だけで判断すると難しいというのはあるかもしれません。

【黒田委員】 はい、それはよくわかります。

【増田部会長】 そのときにそれを言うと、今度は③と⑥をどう分けんねんと。⑥にナラ枯れ被害地というのがあって、そこは非常に早急に対応をせなあかんという分類に入っているわけです。③は要するにそうじゃない、③はどちらかというと、これからナラ枯れが起こるかもしれないし、むしろ……。

【黒田委員】 むしろ、ナラ枯れが起こる前に対応してほしい。

【増田部会長】 起こる前に……。そうそう、前の段階として、要するに広葉樹でも経営林化できるような検討を一部しないといけないエリアやと、何かそんな書き方をしてほしいんです。

【三好委員】 ③が健全な広葉樹林の維持・管理というのが必要で。

【増田部会長】 そうですね。

【黒田委員】 ただ、これ、ここにマツ林も入っているんですけど、多分、マツ枯れの後なんというのいろいろ入っていますよね、おそらく。ちょっとこの①、②、③、④とあって、その次に⑤、⑥、⑦という並列が、もしかしたらジャンルの違うものを並列してしまっているんで、これはちょっとまた（１）、（２）、（３）になるのかわかりませんが、この誤解もあるかも。

【浦久保森づくり課主査】 少し補足なんですけど、基本的には①から④に全て区分されると。ただし、それには漏れてくる突発的な⑤、⑥、⑦というものが問題として点々と顕在化しているので、そこについてはある程度の対応をして、行く行くは①から④のどれかにまた持っていくというような、飛び出しという意味で⑤から⑦を書いている。

【黒田委員】 そうなると、この⑤、⑥、⑦、やっぱり誤解を生みやすいですね。こっちを並列で重視してしまっているんで。

【増田部会長】 だから、それも表現の仕方で、できたら③、④と⑤、⑥、⑦の間に二重線ぐらい入れて、ちょっと外すかですね、外側へ。

【黒田委員】 それと、その前のページの６ページのほうの⑤、⑥、⑦はもう番号をなしにしていたり、この後もそうですね、この続き番号はちょっとやめたほうがいいような気はしますね。また後で、全部番号が変わってくるんだと思いますけれども、そうすると、ちょっとここは別扱い。

【増田部会長】 これ、このところの非常にまずい話で、これは概要説明であって、昔やとちゃんとマニュアル、要するに指針案みたいなやつが文章化されて全部できるんですね。このごろ、せやけどパワポで全部勝負してしまおうと思うから、説明不足のところがいっぱい出てくるんです、このごろ。学生もそうですけど。

【黒田委員】 文字を増やすと文字を減らせになりますので、難しいですけど。

【増田部会長】 そうそう。パワポが文字が少なくて説明できるというのがあるんですけど、やっぱりマニュアル書なり指針なりというと、精神論をちゃんと伝えないといけない部分があって、そのあたりが欠けているんですね。

【黒田委員】 だから、これを使われる場面で、やっぱり文章の説明が1ページなりついていないと。

【増田部会長】 ちょっと要るんやろうと思うんですね。

【黒田委員】 はい、要るような気がします。相手によりますけど、森林のことをわかっていない人が入っている状況ですよ、おそらく。

【増田部会長】 だから、多分、それでいきますと5ページ目は今、言ったようにA、B区分でもうやるということと言い切ってCを除くと。その次に、早急に対策が必要な森林というのは、いろはに、でもいいから違う分類で変えてしまっ。この早急な対策が必要な森林とは一体どういうものを提示しているのかという、ここの下に2、3行入れて、要するに風倒木被害地、ナラ枯れ被害地、拡大森林というのが出てくると。

【黒田委員】 それは場合によってはこの③とか①とかというのが入ってくるわけですね、さっきの説明ですとね。そうすると、風倒木被害地について①、②、③、④全部入ってきたりとか。

【増田部会長】 ちゃんと、違う分類ですという言葉は足しましょう。

したがって7ページ目のところは、少し早急に対応が必要な森林は、①、②、③、④とはちょっと別格に、いろはに、であるとかABC、であるとかで変えてしまっ、あと、各々の星印がついているところはもう少しきっちり説明を入れましょう、欄外に。星1、星2、星3というのにして。

【浦久保森づくり課主査】 はい。

【栗本委員】 この資源利用ということについては誤解もありますので、やっぱり資源管理林とか。私たちは資源というのは緑資源も生態系も資源ですので、やっぱり資源は管理のほうがいい。こっちの広葉樹はそこ中でいいんじゃないのかな。一部はもちろん利用も現実的にしておりますが、ここは先ほどの広葉樹などの資源の活用ということも書いておいていただいた上で、管

理林であるということ、④は遷移林だということ、そういう区別のほうが現実合っているのかなという気はする。

【黒田委員】 それと、その下のモザイク状というのが、これ、わかりにくいんですよ。説明は皆さんにわかってしまったけれども、むしろこれは「多様な」だけでもいいんじゃないかという気がします。

【三好委員】 特に③の説明文というのはちょっと気を使うべきであって。

【増田部会長】 そうそう、ちゃんとした。多分それが出てくるのが、10ページ目に出てくるんですよ、ちゃんとした話が。だから、ひょっとしたらここでいう7ページ目のところに簡略した、間違ったアスタリスクの説明をつけないほうがいいと思うんですよ。

【黒田委員】 これ、消してもいいですね。

【増田部会長】 消しておいて、①資源循環林とは一体どういうものか、広葉樹林とはどういうものか、資源利用林とはどういうものかということで、ここで文章できっちりと説明して、それが間違っていないかどうかというのを、今日ご確認いただくというほうがいいと思うんです。

【三好委員】 特にロードマップにつなげていく上で、ボランティアというのを、それなりに存在感のある形で1つぽんと置いているんです。ボランティアが行う森林施業なり森林管理というものはどういうところなのかなと思ったときに、わりと里山林の管理が一般的に多いですね。

【黒田委員】 それもできていないことが多いので、ちょっとどうしても、先、これは……。

【増田部会長】 基本的にちょっとしかできないんですよ、ボランティアのできる面積というのは。

【黒田委員】 要するに下刈りくらいしかできないので、これ、管理そのものには関わっていないんですよ、大半は。中にはすごいところもありますけども。

【増田部会長】 そうですね。

【三好委員】 ただ、そのボランティアというものの位置づけをきちっと置くのであれば、例え下刈りだけであっても、そういった何らかの管理の一環に携わっているということで、必ずしもこの10ページのところの利用林は、利用にすごく特化したような解説になっていますが……。

【増田部会長】 それはほんの一部やと。

【黒田委員】 それはそうですね。

【三好委員】 栗本委員がおっしゃったように、管理というような視点というほうがふさわしいと思います。

【黒田委員】 ただ、やっぱりそのボランティアの方なんかも含めた管理になると、お掃除に

なっちゃうことが多いんですよね。そうではなくて、それで資源を使わないまま放置されているケースをよく見ているので、そういう意味では資源活用はまず言葉としては要ると思うんです。ただし、その資源には何も薪を売らなくてもという、いろんな意味の環境学習の場だったりとか、いろんな使い方が入ってきますから。そここのところは、忘れられそうなところは入れて、あとは無形の資源としての利用という意味での言葉を入れてもいいかもしれないと思います。

【増田部会長】 これ、だから、例えば2万3,000haあたりのかんりの部分がこれになるみたいに書いてあるので、1つの変更の方法としては、資源管理林という名前にして、今ある健全な広葉樹林を要するに育成、管理していくということが不可欠やと。その中の一部が今後、要するに有用広葉樹としての育成を図って経済林化できる可能性を今度は探るぐらいやと思うんですね、今すぐではできなくても。

【黒田委員】 というよりも、今ある分を切って売らないと、次行かないという面があるので、今のことも含めて、実は今から売れる広葉樹を育てるということに、多分行かないので。そういう意味では、今のところでまず資源の活用を図るということは絶対にこれは必要になってくると思うんです。

その後、「条件のよい土地では」とだけ入れてもらっているので、10ページでは。そここのところは次の、ちょっとずつうまくいけば、こちらもできるかなぐらいのところだと思います。

【栗本委員】 18ページでボランティアのお話が出たんですが、ここに森林所有者が全く抜け落ちているんですが、森林所有者には何も示さなくてもいいんですか。いいと私は思わないんですけど。この整備指針について森林所有者にはしっかり理解をしていただいて、協力していただかないといけないので、その絵の中でそこを少し工夫していただけたらなと。

【増田部会長】 ちょっと待って、そこは後の議論にしましょう。まずけりをつけましょう、①、②、③、④を。③は今言ったように、例えば健全な広葉樹林を持続させるためには、今ある広葉樹がある意味経済的に売れるというようなことを探らなあかんということが1つと、一部条件のよい土地においては、積極的なこういう経営林に変えていくというような話ぐらいの、それぐらいの2つぐらいの方向ですよみたいなことをきっちり書いてもらえませんか。

【黒田委員】 ただ、今、10ページの③にはほぼそれが書かれていて、もう1つは……。

【増田部会長】 いや、これを見ると、そういうふうには。今、この文章が言っているニュアンスは大分違うので。

【黒田委員】 違いますかね。ただし、これ、資源を売らない林って④になるんですよね。②、④になるんですよね、資源を利用しない。

【増田部会長】 いや、そうではなくて、②、④は勾配のきついところですから、人が……。

【黒田委員】 いや、④はそうではないと思う、勾配だけで……。

【増田部会長】 いやいや、分類でいうと、分類が④のところは要するに基本的には人が手をつけられへん崖地みたいなところやという意味ですから。

【黒田委員】 いや、私はそうとっていませんでした。

【増田部会長】 いや、これはせやけど……。

【黒田委員】 土も悪くて。

【増田部会長】 土も悪くて崖地みたいなところで。

【黒田委員】 貧相な植生の場所という意味。今、混乱するとまずいです。

【増田部会長】 いや、それだけではなくて、大きな要因は勾配です。非常に……。

【黒田委員】 勾配だけでいけません、これ。

【増田部会長】 いや、これ、実際にやっているのは勾配だけなんです。

【黒田委員】 この項ではそう読めます、確かにそうなんですけど、でも勾配でいくと、この勾配の低いところが③に全部入るかというところとそうでもない。

【増田部会長】 基本的にはこれ、やっているの、大きく言うと、要するに森林褐色土壌って、ほとんど森林褐色土壌ですね。だからこれは、ほとんどクライテリアを決めるのに対して機能していない指標。実際に指標として効いているのは勾配と、上に載っている植生の状況だけでこの4つの区分が発生していると理解したほうがいいと思うんです。

【黒田委員】 そうすると違ってきます。というのは自然循環林、①というのはスギ・ヒノキ人工林で、経済的に回りそうな場所ですよ。

【増田部会長】 経済的に回りそうというよりも、単純に……。

【黒田委員】 でも、それだともものすごく、今、もうもやし(のようにやせ細った樹木)になっているような場所もそこに含まれてしまうんですよ。

【増田部会長】 そうそう、そこに含まれているということです。

【黒田委員】 やっぱり、これ、斜度だけでいいんですかね。これであんまり振り出しに戻したくないんですけども。

【増田部会長】 いやいや、それを言い出したらほんまに振り出しに戻るの、極端なことを言うたら、植生区分をもっとしなさいということです。何年前に間伐された森林なのか、どこぐらいまで間伐が進んでいる森林なのかまでやらないと。

【栗本委員】 状況に応じていろいろなので、森林組合、私たちも現場でありますので言いた

いことはいっぱいあったんですが、今、会長さんがおっしゃったように、その条件で分けてこうだということで、それならということでそうかなというふうに理解して、今まで進めてきています。

【増田部会長】 だから、それを戻したら多分、もう区分が成立しなくなると思う。

【黒田委員】 そうですね。

【北尾みどり推進室長】 横から申し訳ないですけど、多分、一定のボリューム感が欲しかったので、面積の想定を書いて入れているんですけど、説明がなくて面積がぼーんと入っているので、こんなにいっぱいあるのかとか、いろんな思いが生み出されるところがあるので、パワーポイントの限界もあるんですけど、例えばこの区分を提示した上で、その区分に該当する面積についてはちょっとスペースを割いて、こういう条件で出していったとか、もやしのところも含めてですけど、入っているみたいなことがわかるような説明をちょっとこの5ページの次に入れるとか。そこで一旦切ることによって、次の6ページの分類は5ページのメッシュとはまた別の観点として、手当てが必要な視点で決めている分類であるとか。

ちょっと、そこは少しページ数の限定とかいろいろあると思うんですけど、パワーポイントの限界はありますけれども、今、部会長もおっしゃられた、少し丁寧に説明をするということを入れることによって、誤解やいろんな思いを生み出す部分を少し解消できるかなと思いますので、そこはちょっと工夫できるところは工夫したいと思いますけど。

【増田部会長】 それも必要ないです。今言ったような方向性を確認いただければ結構です。

【北尾みどり推進室長】 はい。

【栗本委員】 あの、なぜかと私が言いましたのは、スギ・ヒノキ人工林、2万2,500ha、これ、所有者の立場からしたら、やっぱり全部使ってほしい、循環林にしてほしいわけですね。そういう中で、とはいえこういうふうに分けてこうだということなので、そうですかということと言っただけであって、気持ちもこの中に込めたら、なる話もならないので、そこはそういうふうに割り切りました、私は。

【増田部会長】 申し訳ないけど、そうやって割り切りましょう、基本的には。

【黒田委員】 そうすると、結局は斜度だけと思ったほうがいいんですかね。

【増田部会長】 極論はそうです。

【黒田委員】 そうすると、土壌の話もこれ、もうややこしいので、「斜度だけで分けました」でよかったと。

【増田部会長】 斜度と……。

【栗本委員】 斜度だけでも、南のほうでは、先ほど言いましたようにもう経営計画を既に立てて一体的に管理をしていると、部分的には35度以上のところもありますよと。

【黒田委員】 そうなんです。だから、最初からそれは引っかけりはあったんです。引っかけりはあったけれども、もう割り切るといってことでそうではあったと思いますけど……。

【栗本委員】 そういふところは、この緑色の矢印でちょっと右側に振ったり、左側に振ったりしている。

【黒田委員】 現場に応じてという。

【栗本委員】 その出っ張りで理解をしたと、こういう話です、私は。

【増田部会長】 そうしましょう。そうして、このままいって、今言った7ページ目の方針の修正のところの書き方と、書き方はどちらかというのと抜くほうね。誤解を招くので、中途半端な説明はしない。

6ページ目のところの早急な対策が必要な森林、ここについては説明をちょっと加えて⑤、⑥、⑦があると。

その次に、これからちょっとずつ確認したいんですけど、①資源循環林の書き方がこれでいいかどうか。

【黒田委員】 何ページ？

【増田部会長】 8ページ目。

【黒田委員】 8ページ、はいはい。

【増田部会長】 これ、メリハリをつけた林業経営ということは、基本的に全部、本当に今、栗本さんがおっしゃったように1万6,300ha、全部資源循環林にしたいけど、実態としてはそうもいかない部分があると。せやけど、かなり目指したいという話がこれで全部書かれている、書いていると見ていいのかどうか。人工林の保育・伐採・再造林という林業のサイクルを維持し、持続的に木材資源の有効活用を図るといふのが保育・管理。

【栗本委員】 このメリハリという、書かれた意図をお聞きしたほうがいいんじゃないですかね。

【増田部会長】 そうですね。今さっきの意図、集団性やとか、路網の状況やとか。

【浦久保森づくり課主査】 そうですね、路網……。このメリハリというのが、まず、①だけにかかっているわけではなく、①と②にかかっています。

【増田部会長】 それはもう、そんなん言うたらわからないですわ。

【黒田委員】 これは消えるからいいとして。

【増田部会長】 消えますけど。

【浦久保森づくり課主査】 要は、これまで林業を、人工林を植えてきているところを、今後とも人工林として続けていくのかどうかというところを、今、割と分けるようにということがありまして、そこをメリハリをつけて、もう林業を諦めるところも一部、やはり急傾斜のところですかは出てくるのではないかという意味でのメリハリです。

だから、①と②をメリハリをつけてやりましょうということでして、①の中でもメリハリという意味では、ちょっと書いた意図としてはなかったです。

【黒田委員】 そうすると、8ページの緑の施業方法の下の、「皆伐後は確実に植樹し」という前に、5ページ目のこの緑の斜線が入って、②に移るものもあるということですよ。

【浦久保森づくり課主査】 そうです。

【黒田委員】 だから、そこがわかればというか、これだと伐採したら確実にもう全部植えなさいになってしまうんですけども。

【栗本委員】 これ、スギ・ヒノキの人工林の中でメリハリをつけて、思い切って広葉樹林へ転換するのでもありますよと、そういうことを考えてスギ・ヒノキの人工林は経営していきましょと、こういう話ですよ、今の話はね。

【黒田委員】 だから、「皆伐後は確実に植樹し」となってしまうと、全部人工林は人工林になってしまうので。

【栗本委員】 でも、循環林の中ではそれでいいんじゃないですか。

【黒田委員】 ただ、循環林の中で、さっきの話で、緑でちょっと、切ったけどもやっぱり②じゃないとかというのは出てきませんか。というか、もうその切る段階では①だからいいんですかね。

【栗本委員】 というふうにこの文章の中では理解したんですが。

【黒田委員】 この文章ではそう読めます。

【田中森づくり課参事】 この文章だけだと、今あるものは全部人工林にして維持するみたいに見えますので、先ほど増田会長がおっしゃったように、路網でありますとか面的なまとまりなんかも勘案して、その辺をもうちょっと補足で、ここに文章で書かせていただくというのが一番わかりやすいかなと思うんですけども。

【増田部会長】 多分、この上に書いてあるよりも、その下に書いてある施業方法というところで、ここの中で一番最初にやりたいのは、周囲の森林の団地化や林内路網の整備、架線集材の活用等により、条件適地を増やすことでより多くの資源を有効活用するようなところへ結びつけ

ていきたいというのが、これが第一義ですよ、ここの中の。

そういうところに関しては、基本的には従来の人工林の保育・伐採・再造林という林業のサイクルを維持して、そういうところでは展開するんですよ。それが大きくこの主流を占める考えですよ。それ以外のところについては、要するに一部広葉樹林へ、場合によっては樹種転換を起こすエリアを考えることもあり得るということです。それぐらいが書かれていたら、多分、間違いはないんやろうと思うんです。

【栗本委員】 この伐採後、確実に植樹というのは、何もスギ・ヒノキじゃないですから、それは広葉樹を植えてもいいわけで、少なくとも切った後はきちんと植えて、森林に更新しなさいよということは確かに必要やと思います。そうでないと、切りっ放しにされたらちょっと困りますので、そこは植樹と書いているだけです、ここはいいんじゃないのかな。

【増田部会長】 そんな理解でよろしいですか、ここについては。

その次、②、ちょっと②は置いておきましょう。

③、今まで議論がある資源利用林、ここについては資源管理林という形に名前を変えるということでもよろしいですか。資源利用可能林という言葉と管理という言葉が出ていましたけど、どちらかという管理でいいですか。それとも、資源利用可能林にするのか、資源管理林にするのか。

【黒田委員】 利用可能よりは管理のほうが……。

【増田部会長】 管理のほうがいいですね。だから、資源管理林ということにしましょう。

その中で、多分、第一義は健全な広葉樹林をいかに持続させるかということが非常に大きな課題なり方針となる森林やと。健全な広葉樹林を維持するためには、材として経済的に成立するような方法論を導入せざるを得ないですよということが2点目ですよ。3点目は、それをより積極的な有用広葉樹林というところへ持っていくところと、もう管理放棄せざるを得ないところと、自然遷移林のほうへ持っていかざるを得ないところと、表からいうとそんなことですよ。そんな理解でいいですか、今までの話でいくと。

【栗本委員】 人工林と一体的に施業できる場合というのは、切るのかな。

【増田部会長】 いやいや、これ、書いてある文章、全部今言ったような方向へ書きかえるということで、口頭で言わせてもらった。

【黒田委員】 ちょっと唐突なんですよ、保育・管理方針の1行目から。

【増田部会長】 そうですよ。だからもう一遍もとに、今さっきから……。

【黒田委員】 おっしゃったように、健全な森林として持続させるためにという前置きを置いていただければ、資源利用が重要ということにつながると思いますので。

【増田部会長】 いいでしょうかね。そんな形でここについては収めると。

元に戻って、今回、初めて、今まで針広混交林やとかモザイク林やとか何とか言っていたこの②、新たに広葉樹林という名前を書いたと。ここについてはいかがですか。

【栗本委員】 あっさりしていいんじゃないですか。

【増田部会長】 いいですか。皆さんがいいんやったら、いい。

【黒田委員】 この間、私、そういうふうに提案をしたんです。わかってもらいやすいだろうというか、今さらマツ林に再生しないなら広葉樹林でいいだろうと。

【増田部会長】 これは最初から保育・管理のところもこれでいいですよ。条件不適地の人工林では、公益的機能を維持しつつ、管理コストの削減に向け、積極的に広葉樹林への転換を図ると。広葉樹林へ転換を図るときの方法論としては、ここに書いてあるモザイク状に1ha未満の皆伐を行って、その後、天然更新を行うか、あるいは植樹をしていくかと。定期的にモニタリングをしながらとか、この辺の内容はいいですよ。

【黒田委員】 1ha未満って数字を入れてしまっていいかどうか。

【増田部会長】 そうですね。ひょっとしたらモザイク状にと言うほうがいいかもしれませんね。いかがでしょう。このあたり、よろしいですか。違和感ないですか。その次、自然成林……。

【栗本委員】 ちょっとだけ、ごめんなさい。

【増田部会長】 はい、どうぞ。

【栗本委員】 公益的機能を維持しつつというよりも、公益的機能の高度発揮のほうが維持ぐらいよりも、今ある人工林よりもさらに公益機能を発揮させるためのほうが、今、黒田先生がおっしゃったように細いもやしのようなところが、それよりもさらにいいですよというイメージの言葉のほうがいいかなと。

【黒田委員】 維持ではなくて、もっと……。

【増田部会長】 機能向上みたいな話ですね。

【黒田委員】 高度発揮ですね。

【栗本委員】 機能向上を図るためとか、高度発揮のためとか。

【増田部会長】 そうしましょう。そうしたら公益的機能の向上か、もしくは公益的機能を発揮させるためとか。だから、公益的機能を発揮させ、管理コストの削減に向けと、そういうことにしましょう。そうしたら、今のひよろひよろの人工林よりはいいと。よろしいですかね。

【黒田委員】 公益的機能の向上と管理コストの削減ですか。

【増田部会長】 そうですね、はい。よろしいでしょうか。

その次、自然遷移林、これは基本的には自然遷移に任せると。ただし、施業は行わないが一定期間のモニタリングは必要。一定期間のという意図は？ 定期的なモニタリングは……。

【黒田委員】 回復するまでじゃないんですか。

【増田部会長】 いや、これ、④ですから自然遷移林ですので、適切に一定期間見ておくだけではなくて、定期的にモニタリングが必要なんかなと思うんですけど。それはいいですかね。

【栗本委員】 ここは、今、定期的に、と書いてある……。

【増田部会長】 いや、一定期間のと書いてある。11ページ目ですよ。

【栗本委員】 そうですね。これは一定期間と書いていますね。僕、列状間伐等というのがちょっと意味がわからなかった。

【増田部会長】 なるほど。いかがですか。

【栗本委員】 別に列状間伐は要らないんじゃないのかな。強度間伐を繰り返していいんじゃないのかなと。

【黒田委員】 これ、広葉樹林への誘導なので、確か強度間伐でもまともに広葉樹林にならないという話を私がしたような気がするんですけども。

【栗本委員】 このモザイク、①と②がちょっとどうなのかな。

【黒田委員】 そうですね。

【増田部会長】 どういう言葉がいいですかね。

【栗本委員】 この「小面積の場合や、生育状況によっては」という、ここがよくわかりませんが、小面積の場合はもう皆伐してやればいいですし。

【黒田委員】 そうですね。これ、生育状況ってどういうことを指しているんですかね。

【栗本委員】 と思って、わからなかったです。

【増田部会長】 これは何か、上では足りないんですか。

【黒田委員】 上だと一気にこうさせようというタイプになるでしょうけど、列状間伐、強度間伐もこれ、人工林をやめるわけではないので。ちょっと話がずれますね。

【栗本委員】 書いた人の気持ち……。

【増田部会長】 書いた人の気持ちはどうですか。

【栗本委員】 書いた人の気持ちを斟酌すると、森林所有者が小面積しか持っていないんだけど、そこをもう全部切ってしまうと、天然林、広葉樹にしますよといったときには少し抵抗があるのかなと。なので、そこは強度間伐にして、一部広葉樹林化を図ると、こういう意味で書かれたのかなと。そんなことなんですか。

【増田部会長】 いかがでしょう。

【浦久保森づくり課主査】 モザイク状というのを基本に考えているんですけども、それに合わないものとして、栗本委員がおっしゃったように……。

【栗本委員】 そういうことだと……。

【浦久保森づくり課主査】 そうですね。所有者がやっぱり小面積の場合もありますし、場合によっては周りが広葉樹林に囲まれているようなところでは可能な場所もあるのではないかとということで、生育状況によっては、というふうに書きました。

【栗本委員】 だから①、これ、敢えてそういう優しさに書いていただいているんだろうと思うんですけど、施業方法というのは原則ですので、あえて残す必要もないのかなという気がしますが、所有者の人が嫌だと言えどどうやったって嫌なんです、できへんのですから。

【増田部会長】 どうなんですか、基本的に、お聞きしているのは、敢えて項目を1個つくって書かないといけないのかどうかということなんですけど。ひよっとしたら要らないかもしれない。

【栗本委員】 そうですね。

【増田部会長】 特異な事例として。

【村上森づくり課森林整備補佐】 意味合い的には①でも十分読めると思いますので、②のほうはもう削除するというので。

【増田部会長】 それのほうがいいかもしれません。

【村上森づくり課森林整備補佐】 これで統一させていただきます。

【黒田委員】 そうすると、その最後の行も、広葉樹の成長を阻害する人工林は伐採というのが、ちょっとイメージが。

【栗本委員】 それも意味がちょっとわかりにくいですね。

【増田部会長】 多分、こういうパワポでの場合には原則論的なことをきっちり書いてしまって、極端なことを言うと、本当はこれを運用しようと思ったら、別途解説本みたいなやつが要ると。特に、これからの大阪府下の市町村で、今まで林業対応をしたことのないような市町村も一部。

【黒田委員】 一部というか、かなりある。

【増田部会長】 税金が入ってきて、何かせなあかんようなことが起こるので。ちょっと丁寧な解説本がひよっとしたら要るかもしれないですね。これから府下の市町村へ紹介したり、運用していこうと思うと。それは今日、非常に重要なご指摘なので、一度考えてみてください。多

分、要ると思うんです。

そうでないと、今まで林業に携わったことのある行政の方やったらわかるけど、全くない市町村が……。

【黒田委員】 多いと思う。

【増田部会長】 出てくると思いますので、一度、それは考えましょう。特異事例的なものとか、ちょっと余分なことやけど考えとかなあかんでというやつは、その解説本のところできっちり解説するというふうなことにしませんか。どうでしょう。

【三好委員】 ロードマップの話のときにそうかなと思っていたんですけども、解説本も必要だと思いますし、それと直接、研修ですとか。

【増田部会長】 そうですね。

【黒田委員】 現場研修。

【三好委員】 そういうシステムも必要だと思います。そういうところがまた後のロードマップのところで議論……。

【増田部会長】 そうですね、もう一遍出てくるでしょうね。昔の状況とちょっと違うんですよね。いいですか、そんなことで。

そうしたら、そういうスタンスに立って見たときにということで、その次、④へ行かせていただいて。④はこれぐらいしか書くことないですかね、11ページ目。

あと、12ページ目、これは⑤となるのか、その他ですからちょっと違う項目になるんでしょうけど。

【栗本委員】 12ページで、現実の、今、災害復旧しているときの話なんですけど、搬出できる被害木は森林バイオマス資源として有効活用すると書いていますが、被害木の中でもバイオマス以外にも有用柱材というか木として使える木は、選木をして、原木市場に持って行って、風倒木だと言った上で買い取ってもらっていますので、バイオマス資源だけではないです。

【増田部会長】 そうですね。だから材としての利用もやっぱり考えるということは足しておいたほうがいいと。

【栗本委員】 バイオマスにかかわらず、有効利用を図るというだけでもいいんですけど。

【黒田委員】 広葉樹なんか折れないでひっくり返るとかって、結構ありますしね。

【増田部会長】 だから、極端なことを言うと、今、ご指摘あったように、搬出できる被害木は森林資源として有効活用を図る、括弧してバイオマス、あるいは木材。木材、バイオマス等というふうにしておいたらいいですね。そのほうが表現、正しいかもしれない。

ほか、いかがですか。こんな記述でよろしいですか。原則論です、ここで言うというのは、あくまでも。

そうしたら、その次のナラ枯れ被害地のところの原則論、これはいかがでしょう。

【黒田委員】 これ、播種って無理なケースが多いんじゃないですかね、項目の2つ目ですけども。播種で広葉樹の……。

【栗本委員】 稚樹の育成とかも本当は現実的に困難ですけど。

【黒田委員】 そうですね。

【増田部会長】 これ、ナラ枯れ跡地って疎外する樹木の除伐をして本当に健全な広葉樹林化へ行きますか。

【黒田委員】 明るくすると育ちますけど、大阪の南のほうだったら常緑が優先になってしまおうと思うんですよね。だから、これはやっぱりやれる人がやらないと、という面があるので、どうなんでしょうね。これにウエイトをかけるなら、③にウエイトをかけたほうがと思ってしまうんですけども…。

【栗本委員】 手入れをしなければ、クズとかね。

【黒田委員】 そうですね、ヒサカキとかソヨゴとか。

【増田部会長】 そうですよ。

【黒田委員】 そういうものが生い茂ってしまいますよね。ただ手入れも、1回切っても常緑のほうが伸びますので、結構大変なんです。その面倒を見る人が誰かですね。播種はもう、まずこれだと無理だと思います。

だから防災上必要な箇所については、むしろ最初にそれが来るかもしれないですね。条件不適地というよりも、防災上森林が必要な箇所についてはという、ちょっと順位を変えたほうが。条件適地というのがすごくわかりづらいと思います。もう今、ナラ枯れ被害……。

【増田部会長】 だから、こいつでいうと、条件適地と言っている場合は③へ持っていきたいんでしょう。

【浦久保森づくり課主査】 そうです、不適地は④です。

【増田部会長】 要するに、条件不適地と言っているのは④へ持っていききたいんでしょう。

【浦久保森づくり課主査】 そうですね。

【増田部会長】 ダイレクトにそう書かれたらどうですか、変なことを書かずに。

極端なことを言うたら、こいつは基本的に③に誘導する森林と、④にならざるを得ない森林とに分かれていきますよということですよ。

【浦久保森づくり課主査】 はい。

【増田部会長】 ダイレクトにそのほうがわかりやすいかもしれない。

【黒田委員】 ③のほうは、仕立て方は書いてなかったんじゃないですかね。

【栗本委員】 やっぱりここもモニタリングして、必要に応じて植樹を行うということなんじゃないですかね。

【増田部会長】 そうそう、そういうことですよ。もうそれを書くか、③へ誘導しますと単純に書くのか、④へ誘導しますと書くのか。どっちがいいでしょうかね。

【黒田委員】 不適地は④に誘導で。

【増田部会長】 いいですか。

【黒田委員】 むしろ単純でいいかもしれないですね。

【増田部会長】 それでいいかもしれませんよね。

【黒田委員】 防災上必要なとき、また、それ別に。

【増田部会長】 適地のほうについては③に誘導するというのと、やはり今言うように適切にモニタリングしながら、必要なケースについては植樹を行うみたいな形を書いておくというぐらいがいいかもしれません。よろしいでしょうかね。

その次行きましようかね。その次、拡大竹林。これ、拡大竹林は具体的にはどっち方向に行くんですか。やっぱりこれも③と④に行くんですね。

【浦久保森づくり課主査】 はい。

【増田部会長】 そうですよ。ここに書いてある、放置により周囲の森林へ侵入・拡大が懸念される箇所において、重点的に拡大防止策を講じるというのは、これ、もうちょっと下位の概念ですよ。原則論としては③へ誘導するというのと、④へ誘導すると。ただし、それまでの間に周辺の森林に悪さをしないように、当面、これはやっておかなあかんでというような感じやから、順番が違うんじゃないですかね。いいですかね。

【黒田委員】 これ、でも、そこまで積極的に参入しようという感じではないように読めるんですけども。

【増田部会長】 それはどうですか。

【浦久保森づくり課主査】 拡大してどうしようもないところがやっぱりありますので、そこをなんとか止めるというのが先ですね。

【黒田委員】 だから③のほうに持っていくという感じではないですね。まず、とめることが一番目標ということですね。

【増田部会長】 それは一番でやっぱりいいんですか。

【黒田委員】 ただ、条件適地の場合は③に持っていけるかもということですよ。

【増田部会長】 そうですね。

【黒田委員】 これ、竹林の後、広葉樹がうまく出ますかね、植えなくても。伐採した……。

【増田部会長】 これも多分上のナラ枯れ跡地でモニタリングをして、場合によっては植樹をするみたいな話が必要やと思うんですね。いいでしょうかね。

【田中森づくり課参事】 これ、2行書いていまして、面積が小さければ皆伐を行い樹種転換を図ると、これがいわゆる③に誘導するということになると思うんです。大きい場合は、やっぱり現実的に③に持っていくのはなかなか厳しいので、当面の対策としてはやはり拡大を防止するという整理されています。

【増田部会長】 わかりました。結構やと思います。よろしいですか。

ほな、いよいよ行きましょう、もう少しですから。その次、共通する対策、これは結構防災と生態系、シカ食害、景観というのを書いてきてもらっていますけれども、これはいかがですか。いいですか、これで。

【三好委員】 一番上の項目なんですけれども、除間伐などの森林施業を適期に行うという文言があるんですが、除間伐を適切に行えば防災機能が増大するという何か神話みたいなものあって、実は間伐を入れたら、雪害とか風害には逆に弱くなる場所もありますので、除間伐をすれば防災対策として正解ですという書き方は私はどうもしっくりこないです。

【黒田委員】 その前に、これ、また①、②なんですけど、またほかのと混乱しかねないですよ。

【増田部会長】 そうですね。共通する配慮事項ですから。

【黒田委員】 これ、だから、同じ番号の形を使うのはやめたほうがいいと思います。

【増田部会長】 今、三好先生のおっしゃった話でいうと、その「除間伐など」を取ってしまったほうがいいということですか。

【三好委員】 そうです。

【増田部会長】 だから、健全な森林が維持できるよう、森林施業を適切に行うとか、適期に行うことということで。

【三好委員】 それでいいと思います、はい。

【増田部会長】 それのほうが原則論としてはいいと。

その次、いかがでしょう。

【栗本委員】 これ、溪流の流木化の話、この前もNHKの何かでやっていたんですが、上流のほうは確かに流木となるような高木は伐採するんだけど、中流域から下の、営力が非常に弱くなるようなところではむしろ切ってはだめで、樹林として置いておいて、そこで流木をひっかけて止めるという、そういう対策を講じなければいけないと言っていましたので、そのとおりだなと。木は確かに流れを止めたり、摩擦を大きくしますので、そこは上手な表現にしたほうが。溪流近くのやつ、下流域の本当に役に立つような木まで全部切ってしまったらもったいないなという思いはしますね。

【黒田委員】 高木種でなかったら、土壌の捕捉力もすごく弱いものが多いですよ。だから、高木でないものを植えるというのはちょっとイメージがまず湧かないんですけど、これはどういうことを想定しているのかなと。植樹という形で書かれているので、ちょっとわからないんですけどね。何をイメージされているのか……。

【浦久保森づくり課主査】 基本的には溪流沿いで、流れて下流に、流木となってしまうような箇所については、もう植樹は行わないんですけども、一部、やっぱり裸地化してしまうと余計にという場所があれば、せめて高木は植えずに、表層が流れないようなものを施すという意味で書いております。

【増田部会長】 ちょっと、原則論にプラスの細かい配慮事項がやっぱりいろんな議論になっているので、もう原則論だけ書いていくということのほうがいいと思いますわ。

だから、今、栗本さんがおっしゃったように、位置によって流木となる恐れがあるものについては事前に伐採するみたいな形を書いておいて、場所によっては切らないほうがいいのかあるみたいな話は、ちゃんとわかるように書いておくと。

【栗本委員】 これだけ読むと、溪流の近く、流木となりますと、溪流に近い木は流木になるおそれがあるというふうに読みとれます。

【増田部会長】 読めてしまうので。

【栗本委員】 そこは少し工夫をしていただきたいなと。

【増田部会長】 いいですかね。

その次のシカの生息地、生態系保全のところ、下の生息地が入っていて、下にシカの食害対策が入っていて、それはいいのかな、どっちも。いいんですかね。

この辺、生態系保全のところはどうか、気になるところは。

【黒田委員】 生態系保全の最初のこの項目、じっくり読むと何かわけがわからなくなってくるんですよ。単純林とならないように樹種を選択した間伐等を行うって、これ、広葉樹の間伐を

考えているのかなど。いや、これはやらないんじゃないかと不思議なのがあります。

【浦久保森づくり課主査】 アラカシ林を想定してしまして、アラカシの一斉林みたいな形になったときに、やっぱり……。

【黒田委員】 そんなに多いですか、アラカシの一斉林。

【浦久保森づくり課主査】 アラカシは強いので、わりとナラ枯れにも枯れにくくて残ってしまうところが。

【黒田委員】 今、アラカシばかりになっているところ？

【浦久保森づくり課主査】 はい。

【黒田委員】 そうですか。

【栗本委員】 アラカシ、多いです。

【増田部会長】 多いですね、強いですからね。

【栗本委員】 なりつつありますね。

できればこれに越したことはないんですが、全てそういうことをするのは困難と思いますが。

【黒田委員】 これ、そうするとすごく限定的に間伐という言葉になってしまうので、そうではなくて、ちょっと言葉自体を変えられないかな。

【栗本委員】 本当に生態系保全をしなきゃいけないところ、こういうふういきちんとやるべきところはやるんですけど、共通する配慮事項ですので、共通的にこれだけ全部やるとなるととても大変という気はしますね。

【黒田委員】 というか、アラカシの間、間伐してもアラカシの残ったのが大きくなるだけになるんですよ。

【増田部会長】 だから、ちょっとそれも細かいところまで書き過ぎやと思うんですよ。だから、その前の段階として針葉樹林、広葉樹林、草地など多様な自然環境をモザイク状に配置することを目標に、要するに単純林とならないように適切に管理するみたいな、そういう形を書いておくことでいいだろうと思うんですね。非常に細かいところまで配慮すればするほど矛盾が発生してくるので。

【黒田委員】 そうですね。

【栗本委員】 共通する配慮事項ですので、共通的なことだけ少し、今……。

【増田部会長】 原則論として、書いておいたらいいと。

【栗本委員】 会長さんがおっしゃったようなことだけ書いておくということのほうが。

【増田部会長】 あとは、遺伝子の攪乱は一応、今の時代やから書いておいたほうがいいです

よね。

【黒田委員】 そうですね。

【増田部会長】 シカの生息地の中の防鹿柵の話も書いておいたほうがいいですよ。

【黒田委員】 そうですね。食害対策とちょっと変えて、両方に入っているもおかしくはないですね。実際、どこまでできるかは。

【増田部会長】 そうですね。

これもシカの食害対策のところで、要するに高伐りはいいですか、書いておいて。萌芽力はかなり落ちますけど。

【栗本委員】 そうですね。クヌギぐらいのもんですね、高伐りをして効果があるのはね。

【黒田委員】 それと、太いとまず無理なので、今の状況だとできるところがむしろあるのかなというのがあります。

【増田部会長】 だから、ひょっとしたら一番上でやっぱりちゃんと防鹿柵をするという、あるいは獣害防止をして育成しないとだめですよという原則論でいいと思うんやけどね。

【栗本委員】 労働安全衛生上は高伐りはもうしてはいけないことになっていますので。

【黒田委員】 広葉樹みたいに危なかったら、もう……。

【栗本委員】 そこは表現、配慮したほうがいい。

【増田部会長】 ちょっと書かないほうがいいと思いますね。

【黒田委員】 すごく言われるところがあるんですけど、あがりこのあれって、ものすごく積雪地であそこだったということですよ、もともと。

【増田部会長】 そうですね。それぐらいでよろしいですかね。

あと、最後です。最後、この大きな課題として、森林指針の活用についてというので、1つは森林所有者が一切出てこないけど、それについてというのはいかがですか。

【浦久保森づくり課主査】 所有者さんはもちろん知っていただきたいんですけど、この中でいいますと、大阪府で行う森林整備事業、これは補助事業等を考えているんですけども、この中で補助金で整備を行っていただくことが多いのかなと思ひまして、ここに含むように考えておりました。

【栗本委員】 ただ、全体を理解をしてもらわないとね。

【浦久保森づくり課主査】 もちろんそれもそうです。

【栗本委員】 ボランティアには示すけど、所有者には何も知らせてくれないのということになっても困りますので。

【増田部会長】 だから、これ、ひょっとしたら赤枠みたいな形で1個、森林所有者というのがあって、もうちょっと小さめにボランティアというのがあって、指針や市町村の整備計画によって森林整備を実施と、これは一言、山林所有者を入れておいたほうがいいかもしれないですね。

【黒田委員】 やっぱりそちらが上にあったほうが。

【増田部会長】 そう、上にあったほうがね。

【黒田委員】 ボランティアはもう本当に、これは今はやむを得ず手をかりているわけですが、あまりにもやっぱりプロ意識がなかったり、いろんな問題が起こっているの、そういうところもちょっと。

【栗本委員】 やっぱりアライアンスとしてきちんと森林所有者も。

【増田部会長】 そうですね、入れておくと。

【浦久保森づくり課主査】 わかりました。

【増田部会長】 あともう1つ、ここに入れるのか、どこかに入れるのに解説本と研修の実施みたいなやつをどう入れるんやと、今までの話の中で出てきている中で。

【黒田委員】 市町村に対する指導の部分が、まずこのどこかに要るんですね。

【増田部会長】 そうですね、この辺の提供・支援というようなあたり。

【黒田委員】 ここですね、提供・支援に技術指導。

【増田部会長】 技術指導なり研修会の開催なりというの、ちゃんと入れておいたほうがいいんじゃないでしょうか。

【三好委員】 この提供・支援という文字が非常に小さくて目立たないんですけども、実はこれが非常に大きな仕事でして、単なる情報提供であるとか、資金の支援であるとか、技術支援だけじゃなくて、技術指導が必要なんですね。だから、それはここに入り切らないぐらいの、何か別枠で、府としてはこういった支援体制をつくりますよみたいなものが別途必要になってくるような気がします。

【黒田委員】 ここにちょっと入れておいて、別紙として次のページぐらいに指導というページはあったほうがいいということですよ。

【三好委員】 それぐらいのウエイトを持っているものだと思います。

【黒田委員】 そう思います。

【栗本委員】 この中で、ここにも書いていますけれども、やっぱり市町村の森林整備計画にきちんと反映してほしいですし、大阪府の地域森林計画にも当然反映していかないと整合性がと

れないですよ。

【増田部会長】　　そうですね。どこに反映させるのかというのは、地域対象民有林のあれですよ。

【栗本委員】　　そう。

【増田部会長】　　法的に位置づいたものにちゃんと位置づけていかなあかんと。それは重要な指摘ですね。

【黒田委員】　　その下のモニタリングに関しては、今日、いろいろちょっとずつナラ枯れのところとか言い方を変えていましたよね。この文言でいいかどうかですね、整備箇所でのモニタリングという下の事例、成林状況等でいいのか。成林というよりも更新状況とか、萌芽とかいろんなことがあると思うんですけど、どういう言葉でまとめればいいのか。

【増田部会長】　　多分、整備箇所だけのモニタリングじゃないですよ、さっきから議論に出てきていたの。これもちょっと説明し過ぎで、やっぱりやったところは全部定期的にモニタリングをして、その結果をちゃんと指針へ反映させなあかんぐらいのシンプルな考え方のほうがいいと思うんですね。

【黒田委員】　　管理箇所の定期モニタリングでしょうか。

【増田部会長】　　そうですね。

あともう1つ、先ほどの技術指導のところは、大阪府が持っている資源としては、データの整理とか、モニタリング手法とかいうよりも、もっとやっぱり……。手法の調査で、保育・管理の具体的手法の調査というよりも、むしろ具体的手法をちゃんと府としては長らく蓄積してきたということですよ、管理技術。それを要するに市町村にやっぱり移転してあげないと市町村は何もできへんという、その辺のことをちょっとここの段階で何かきっちり書いておいたほうがいいのかと思うんですね。

アスタリスクでもつけて、ここでいう技術支援とは何ぞやとかいうのを、次のページにもしつくとすれば、府が市町村に対してどんな指導ができるかとか、どんなことができるかというのは、ひょっとしたら今、皆さんからご指摘いただいているように、1ページつくったほうがいいのかもしいです。

これ、もう国でもずっと議論されたわけでしょう、今回の森林税が本当に基礎自治体に行って、それを担う人材はいるのかという議論はね。

【黒田委員】　　だからこれ、要するにそれをちゃんと議論しないまま県が指導することになってしまっているのが大変ですね。

【増田部会長】　　そうですね。だから、それを国ではなくて県がやると。

【黒田委員】　　はい。

【増田部会長】　　その次のページはどうですか。

【黒田委員】　　ちょっとすみません、今の18ページなんですけど、この間、直接お話ししたときも少し伝えたんですけど、航空レーザー計測というのが指針の策定の一番左上に書いてあるんですけども、航空レーザー測定、ものすごくいいかげんなんですよ。人工林でも、これは本数もずれる、地点もずれるという状況なので、ちゃんと使える目的って本当に限られているんです、今の段階だと。これもやっぱりここに書き過ぎていると思うんですね。施業履歴、それから森林成長データの管理、整理とかというざっくりとした書き方のほうが、これはいいと思っています。

既にもうレーザー測量をされると聞いているんですけど、それは無駄遣いになるかもしれませんよという話は実はしました。ちょっとその辺も、書き過ぎのところを注意してもらったほうがいいと思います。

【増田部会長】　　ありがとうございます。ほか、いかがでしょう。よろしいでしょうか。

そうしたら、その後、多分この6（2）の市町村における活用みたいなあたり、このあたりに少し府と市との連携方法みたいなやつがやっぱり1個要るんでしょうね、多分ね。あんまり指導とか言うと、多分、基礎自治体が怒るでしょうから。要するに府と、公共企業体と基礎自治体との何か連携みたいな形の書き方にならざるを得ないんでしょうけどね。あんまり指導と書くと、上級官庁みたいなので嫌われてしまうと。

【北尾みどり推進室長】　　求められればちゃんと提供すると、そういうことですね。

【増田部会長】　　そうですね、多分そんな……。あとは、この絵の入っている経営管理制度のスキームというのは、これは国が書いている絵ですか。

【浦久保森づくり課主査】　　はい。

【増田部会長】　　そうですね。

【黒田委員】　　これも本当に、こういう絵だけで見せられてもわからない実例ですよ。

【増田部会長】　　6（2）のところはどうですか。

【黒田委員】　　これはさっきの修正に応じて⑦……。

【増田部会長】　　そうですね、応じて。多分、一番最初に市町村がやらなアカンことは多分、市町村は森林整備計画をつくるんですか。

【浦久保森づくり課主査】　　はい。

【増田部会長】　　経営計画だけではなくて全体、自分のところの管理している、地域にある森

林に対してちゃんと整備計画を持たなあかんということですよ。

【浦久保森づくり課主査】 強制ではないんですけど、そのようなものをつくっていただきたいというふうに思っています。

【増田部会長】 そうですよ。だから、それが一番最初に出てきたほうがいいですよ。

【浦久保森づくり課主査】 はい。

【栗本委員】 これは環境譲与税だけの話じゃないですので、6（2）でいきなり市町村は森林経営管理制度に基づく森林整備を実施するというふうに書いていますけど、そうじゃないですよ。

【増田部会長】 そうです。これは多分その一部でしょう。

【栗本委員】 一部ですよ。

【増田部会長】 もっと大きな話としては、全体の森林整備計画。

【栗本委員】 これだと、市町村もこれだけでやっておいたらいいのというふうに思われて。今までも独自で市町村もやっていたし、補助金もやっていたし。

【増田部会長】 そうですね。よろしいですか、そこ。まず全体論をきっちりと押さえてから部分に入るといふこと。いかがでしょう、大体そんなことでよろしいですか。

これ、結構タイトになっていまして、このスケジュールを見ていただいて、これは後で説明ということになっていたんですけども、私のほうで説明すると、今日ご意見をいただいて、6月19日ですよ。基本的に市町村に意見照会をする前に、今日いただいた話をかなりリライトしないと市町村へ照会できないものですから、そのリライトする内容を皆さん方に逐次報告をしている時間がないと思いますので、できましたら少し今日の改正に関しましては、事務局と私のほうにご一任いただいて、それをもって市町村へ意見照会をして、いろんな意見が出てくるし、その改正したやつもご確認いただいて答申としたいので、8月にもう一度この部会を開くと。

何かこんな形でやって、本来ならば、今日結構修正事項があるので、市町村へ照会する前にもう一度部会を開くべきなんでしょうけど、ちょっと時間のスケジュール感からいうと、そこ、1回飛ばさせていただいて、もう一度最後、確認できる機会を設けておりますので。

【栗本委員】 異存ありません。

【増田部会長】 よろしいですか。

そうしたら、そんな形で今日いただいた内容を極力早くリライトして、とりあえず市町村に紹介すると同時に、皆さん方にもう一度目を通していただくようにさせていただいて、市町村から出てくる意見と委員の皆さん方から出てくる意見、両方とも踏まえて最終の答申案にするとい

う形にさせていただくということでよろしいですか。ありがとうございます。

そうしたら、そんな形でということで、ちょっと今日いただいていた時間、大体15時半というふうぐらいに思っていたんですけど、30分余分に、少し進行がまずくて延ばしてしまいましたけど、よろしいでしょうかね。それでは、どうもご協力ありがとうございました。

多分、いろんな意味で思いを込め過ぎていて、原則論に徹してやるということが一番大きな話やと思います。細かい、気になるところまで書き出すと、多分、帯に短し襷に長しになってしまっていますので、少し原則論に絞って、今日いただいた意見を反映させるという形でまずは対応させてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局にお返しします。

【司会（鉄羅技師）】 増田部会長、ありがとうございました。

ここで1点ご連絡させていただきます。当森林審議会の委員報酬につきまして、本年4月1日付で規則を改正し、1日当たり8,300円から9,800円とさせていただきます。これは、本年度から森林経営管理制度や森林環境譲与税が始まり、森林審議会において専門的なご意見を伺う機会も増えることから改正を行ったものです。引き続きよろしくお願ひいたします。

以上で予定しておりました内容は終了いたしました。委員の皆様には、長時間にわたり貴重なお時間をいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

なお、本日の議論を踏まえまして、次回は8月下旬を予定しております。お忙しい中とは存じますが、ご出席をよろしくお願ひいたします。

これをもちまして、第4回森林整備指針検討部会を終了させていただきます。ありがとうございました。

—— 了 ——